

議案第4号

東郷町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

東郷町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、行政手続における押印の見直しに伴い必要があるからである。

東郷町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(東郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 東郷町職員の服務の宣誓に関する条例(昭和36年東郷町条例第20号)

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の」を「別記様式による」に改め、

「 宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法に服従し、これを擁護することを固く誓います。

私は、国民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、国民の意志によって制定された法律を尊重し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

印

を削る。

附則の次に次の1様式を加える。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名

(東郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 東郷町固定資産評価審査委員会条例(昭和40年東郷町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「、提出者がこれを署名押印し」を削る。

(東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第3条 東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和50年東郷町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「その登録に係る印鑑を押した」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例について所要の規定を整備する必要があるからである。

2 改正内容

(1) 東郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

宣誓書の押印を廃止すること及び所要の規定を整備すること。（第2条及び別記様式関係）

(2) 東郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

審査申出書の押印及び口述書の署名押印を廃止すること。（第4条及び第8条関係）

(3) 東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

印鑑登録証受領書の押印を廃止すること。（第7条関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。